

合志西合志 二町合併協議会だより

○発行責任者／合志西合志二町合併協議会 会長 秋吉不二雄 ○編集／合志西合志二町合併協議会事務局 菊池郡合志町幾久富1909-110

合志町・西合志町の主な公共施設



合志町役場



西合志町役場



合志町総合センター



西合志町民センター



合志町南部町民センター



西合志町南部支所

第9回協議会、第10回協議会が開催されました。
 第9回協議会では新市の事務機構・組織などについて協議がなされました。
 第10回協議会では事務機構・組織についての協議と新市の特別職（市長・助役等）報酬について審議会からの答申内容について報告がありました。



	合志町	西合志町	合計
面積	28.89 k㎡	24.28 k㎡	53.17 k㎡
人口	22,734人	29,467人	52,201人
世帯	7,697世帯	10,730世帯	18,427世帯

(H17.7.31住民基本台帳)

総務大臣の告示により、合志町と西合志町が合併し、「合志市」誕生が確定しました。

本年3月末に潮谷熊本県知事に提出していただき、合志市誕生に係る廃置分合の申請が、6月の熊本県議会で可決され、6月30日付けで熊本県知事による決定がなされました。これを受け、第10回協議会において、中村菊池地域振興局長から両町長にそれぞれ合併決定書が交付されました。

なお、熊本県知事から総務大臣への届出については、7月21日付けの官報で告示されましたので、これにより平成18年2月27日に「合志市」誕生が正式に確定しました。



合併決定書交付

◀ 総務大臣告示

○ 総務省告示第八百十八号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもつて合志市を設置する旨、熊本県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
 右の処分は、平成十八年二月二十七日からその効力を生ずるものとする。
 平成十七年七月二十一日
 総務大臣 麻生 太郎

第9回 合併協議会

6月29日(水)

西合志町民センター講堂

協議事項

協議第61号 事務機構及び組織の取扱いについて
 ○ 整備方針
 (平成17年3月21日確認)

新市における事務機構及び組織については、2町の現庁舎を有効に活用した分庁方式を採用することによる住民サービスの低下を招かないように整備するものとし、合併の効果を最大限に活かすため、新市において、行政執行体制について住民の利便性、事務執行上の利便性、効率性などの観点から、常にその事務機構及び組織の検証を行うものとする。

また、地方分権の推進における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる事務機構及び組織体制とする。

基本事項としては、

- 1、住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織
- 2、住民の声を適正に反映することができ、新市建設計画を円滑に遂行できる機構・組織
- 3、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な機構・組織
- 4、新たな行政課題や緊急時に即応できる機構・組織
- 5、現庁舎を有効利用できる機構・組織

以上の整備方針に基づき検討された、7部局31課・室・事務局の事務機構及び組織(案)並び部門ごとの両庁舎配置(案)

② ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋

報告事項

報告第14号 ごみ処理の
取り扱いについて

次のとおり報告がなされ
ました。

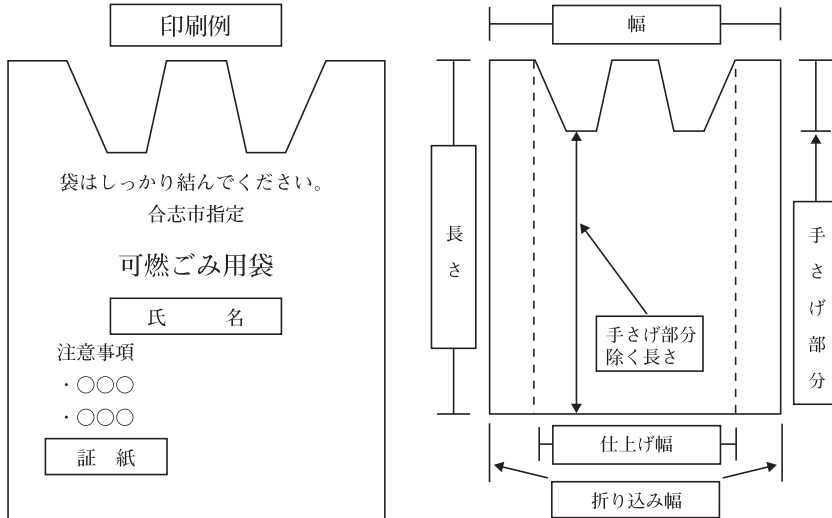
1 各ごみ袋の形状等について
(報告)

1 各ごみ袋のサイズ

【単位：mm】

種類	規格(大サイズ) 幅(仕上幅)×長さ(手さげ部分除く)×厚み	規格(小サイズ) 幅(仕上幅)×長さ(手さげ部分除く)×厚み
可燃物	670(470)×900(750)×0.035	520(340)×800(660)×0.035
資源物	670(470)×900(750)×0.05	520(340)×800(660)×0.05
埋立ごみ	670(470)×900(750)×0.05	520(340)×800(660)×0.05

※サイズは大、小ともに合志町と同一(現西合志町のサイズ 大650×880 小450×600)



2 袋にいれる文言等
① 袋の名称は左記のと
おりとした。

可燃物(赤)

↓可燃ごみ用袋

資源物(緑)

↓資源物用袋

埋立ごみ(黄)

↓埋立ごみ用袋

② 各袋の印刷文言等に
関しては西合志町の例に
より調整し、文字を大き
く見やすくし、図は入れ
ない。(ごみ収集カレン
ダーを参照してください
の文言を追加する。)

また、氏名欄は上の方
へ持つてくるものとする。



木製ベッド	1,000
こたつ(台も含む)	
90cm×90cm以上	1,000
90cm×90cm未満	500

4 可燃布等製品類

品目	金額
じゅうたん(4.5畳未満)	500
じゅうたん(4.5畳以上)	1,000
マットレス(スプリング入りは除く)	1,000
畳	500
布団セット	500

5 その他(上記以外すべての粗大ごみ)

品目	金額
30kg未満	500
30kg以上	1,000

【単位：円】

■ は新設
■ は細分化

足踏みミシン	1,000
物干し竿等(2本まで)	500

3 可燃木製品類

品目	金額
机、食卓テーブル類	1,000
下駄箱	
H=90cm以上2m未満	1,000
H=90cm未満	500
タンス類、食器棚類	
H=90cm以上2m未満	1,000
H=90cm未満	500
本棚類	
H=90cm以上2m未満	1,000
H=90cm未満	500
サイドボード	1,000
ソファ類(単体)	1,000
オルガン、電子オルガン類	1,000

1 不燃電気製品類

品目	金額
電子レンジ	1,000
ホームランドリー	1,000
ステレオ、カラオケ(単体)	500

2 不燃金属製品類

品目	金額
自転車	500
スチール製机	1,000
スチール製椅子	500
キャビネット	
H=90cm以上2m未満	1,000
H=90cm未満	500
ガス給湯器	1,000
台所ガステーブル	500
ボイラー	1,000
ストーブ、ファンヒーター、オイルヒーター	500

粗大ごみの品目の細分化
について(報告)



協議第61号 事務機構及び組織の取扱いについて
 次の組織図のとおり確認されました。
 また、分庁方式採用による、部門ごとの両庁舎配置についても確認されました。

協議事項

7月19日(火)
 合志町役場大会議室

第10回
 合併協議会

合志市庁舎配置及び配置理由

○分庁方式の採用に基づき、関連業務の施行・調整など迅速な対応を図るため、部門ごとに庁舎スペースを考慮のうえ両庁舎へ配置します。

合志庁舎

部局名等	課名等	配置等理由
(議会)	議会議務局	事務所の位置に配置する。
総務企画部	政策推進室	新市組織を総合的に管理するとともに、市長の意向を受けて政策推進を図るために、市長を置く事務所の位置に総務企画部を配置する。なお、合志庁舎に設置する電算室は同部情報電算課が所管する。
	総務課	
	財政課	
	企画課	
	情報電算課	
市民部	「総合窓口」	合志庁舎にない部門の業務に対応する。
	市民課	電算処理業務が多い窓口、税務業務を所管する市民部を電算室のある合志庁舎へ配置する。なお、同部では市民生活に密着した人権啓発を行うこととしている。
	税務課	
	人権啓発課	
	環境衛生課	
農政課	農業従事者数や農地面積、また、工業団地も多い地域的な背景を考慮して産業振興部を配置する。	
耕地課		
商工振興課		
水道局	水道課	公営企業管理者の権限を市長が行うこととなるため、市長を置く合志庁舎に水道局を配置する。
	工業用水道課	
(会計)	会計課	出納・決算の関連で総務企画部と同じ庁舎に会計課を配置する
(監査委員)	監査委員事務局	議会議務局内に配置する。
(農業委員会)	農委事務局	産業振興部内に配置する。
(選挙管理委員会)	選管事務局	総務企画部内に配置する。

西合志庁舎

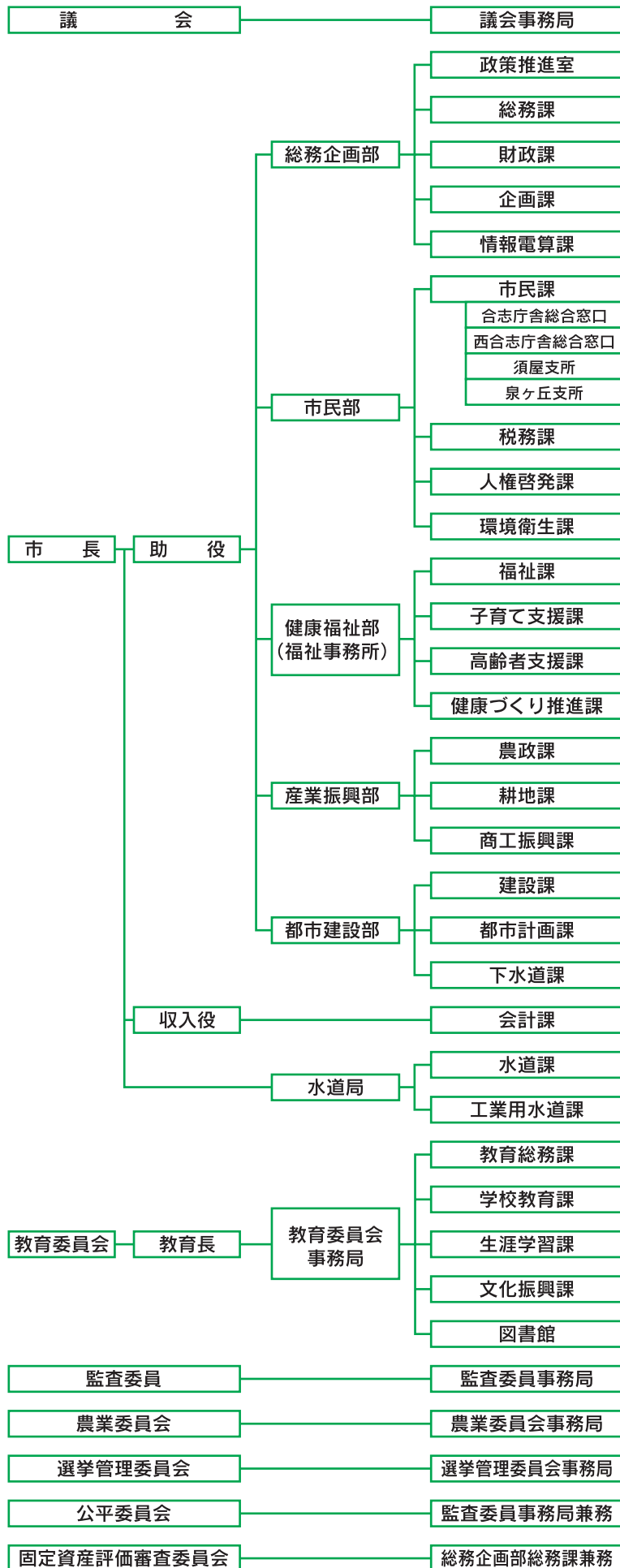
部局名等	課名等	配置等理由
市民部	「総合窓口」	西合志庁舎にない部門の業務に対応する。
健康福祉部	福祉課	保健福祉センター「ふれあい館」との連携や施設機能を活かすことと、庁舎スペースや市民の利便性の均衡を図る観点から健康福祉部を配置する。
	子育て支援課	
	高齢者支援課	
	健康づくり推進課	
都市建設部	建設課	新市建設計画に掲げるスマートIC構想、住宅建設等の地域的な背景や庁舎スペース活用の均衡を図る観点から都市建設部を配置する。
	都市計画課	
	下水道課	
教育委員会	教育総務課	小中学校の設置数や社会体育施設の設置状況等の地域的な背景を考慮して教育委員会を配置する。教育長を西合志庁舎に置く。
	学校教育課	
	生涯学習課	
	文化振興課	
	図書館	

総合窓口

- 両庁舎に市民部「総合窓口」を設置する。
- 総合窓口では、それぞれの庁舎に設置されていない部門の業務を総合的に対応することにより、住民サービスの低下を招かないようにする。
- 総合窓口の規模は、当該庁舎に設置されていない部門の業務量を考慮のうえ、住民サービスに支障がないように適正な人員の配置を図る。
- 両庁舎間の情報化を推進することにより、住民サービスの充実を図る。



合志市事務機構及び組織



報告事項

報告第15号 合志西合志二町合併協議会特別報酬等審議会答申について

去る7月15日に審議会会長である安武親晴氏から秋吉会長へ答申が送られておりましたので、答申内容の報告がありました。

審議結果として、特別職の報酬等については、2町の現行額、類似団体との比較、現在の社会経済情勢等を考慮し総合的に勘案された結果、次のとおりとなっております。

なお、報酬等については、今後答申をもとに両町長により取扱いを確認することになっております。



新市の特別職の報酬等
(答申額)

1 常勤の特別職

職名	区分	金額
市長	月額	825,000円
助役	月額	634,000円
収入役	月額	579,000円
教育長	月額	565,000円

2 議会議員

職名	区分	金額
議長	月額	330,000円
副議長	月額	272,300円
常任委員長	月額	259,900円
議会運営委員長	月額	259,900円
議員	月額	247,500円

3 行政委員会

職名	区分	金額
教育委員会	委員長	年額 453,000円
	委員	年額 391,000円
選挙管理委員会	委員長	年額 159,000円
	委員	年額 133,000円
農業委員会	会長	年額 247,500円
	会長代理	年額 220,000円
	委員	年額 210,000円
監査委員	識見委員	年額 852,000円
	議会選出委員	年額 426,000円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 3,800円
	委員	日額 3,700円

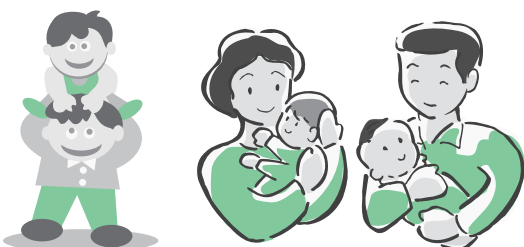
- ※1 常勤の特別職、議会議員及び農業委員会委員については、現行の合志町の額とされています。
- ※2 農業委員会を除く行政委員会については、県内の同規模の市を参考にされた額です。
- ※3 議会議員及び農業委員会委員については、在任特例期間(議会議員:1年2ヶ月、農業委員会委員:1年)の額となります。

子育て支援日本一の施策アイデア募集

合志町と西合志町は平成18年2月27日に合併して「合志市」になることが、去る7月21日の総務大臣告示により確定しました。

合併に伴い策定しました新市建設計画の中では、まちづくりの重要課題として「子育て支援日本一のまちづくり」を掲げております。

現在、関係部署の職員で構成する二町の次世代育成支援行動計画庁内部会の職員が中心になり、「子育て支援日本一のまちづくり」に向けての施策案の検討を行っておりますが、少子高齢化が一段と進む中、厳しい財政状況の中でどのような施策が考えられるか、今後の施策検討の参考とさせていただきたく、町民の皆様からのご提案を、募集いたします。



記

- 1、テーマ 子育て支援日本一のまちづくりの施策案について
- 2、募集期間 平成17年9月末日まで
- 3、応募方法 住所、氏名、年齢を記入の上、施策案を封書、はがき、ファックス、メールによりご応募ください。

4、応募先

- 合志町役場福祉課福祉係
〒861-1195熊本県菊池郡合志町大字竹迫2140番地
tel.096-248-1111 fax.096-248-1196
mail : koshi-machi@town.koshi.kumamoto.jp
- 西合志町役場健康福祉課子育て支援係
〒861-1193熊本県菊池郡西合志町御代志1661番地1
tel.096-242-1111 fax.096-242-3129
mail : kikaku@town.nishigoshi.kumamoto.jp
- 合志西合志二町合併協議会事務局
〒861-1112 菊池郡合志町幾久富1909-110
tel.096-247-2088 fax.096-247-2099
mail : daihyou@ko-nishi2gp.jp

子育て支援日本一のまちづくり施策検討会開催

平成17年7月6日(水)午後1時30分から合志町役場会議室において、子育て支援日本一のまちづくりに向けての施策検討会を、両町の次世代育成支援行動計画庁内部会員で行いました。



(1) 次世代育成支援行動計画すりあわせの考え方について

合併に伴い策定した新市建設計画では、まちづくりの重要課題として「子育て支援日本一のまちづくり」を掲げている。

また、歯止めがかからない少子化の流れに対し、国を挙げての取り組みとして自治体に義務づけられた次世代育成支援行動計画は、平成16年度に両町それぞれで、すでに策定済みである。合併協議では、この次世代育成支援行動計画を、合志市の統一された計画としてどうすりあわせるか、また、「子育て支援日本一のまちづくり」の具体的な施策を、この計画の中にどう取り入れるのかが大きな課題となっている。

合併協議会委員や住民の意見も取り入れながら、この大きな課題に取り組むため、関係部署の職員で構成する二町の庁内部会の職員が中心になり、事務レベルでの調整を行うこととする。

考え方として、両町で策定済みの計画はそのまま活かし、その上に、すりあわせた内容を付加し、さらに、「子育て支援日本一のまちづくり」を目指すための施策案も今後の検討課題として加えて、合志市の次世代育成支援行動計画としてまとめる方針である。

(2) 「子育て支援日本一のまちづくり」の施策案や、次世代育成支援行動計画の基本理念、基本目標、施策等、次世代育成策を推進するための主な課題等について

①総務・企画・教育・人権関係部門、②福祉・保健部門、③建設・都市計画・農政・商工部門他の3グループに分かれて討議し、その結果を全体会でまとめる形で話し合いをした。

(3) 目標事業量と成果指標については今後各事業の担当ごとに話し合う。

(4) 町民への広報、提案の公募については、両町の広報誌及び合併協議会だよりで周知する。



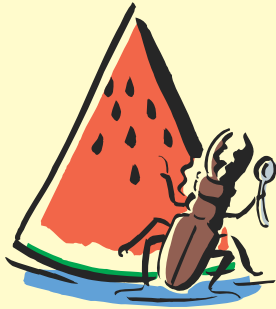
合志市「市章」デザイン応募状況

多数の市章デザインをご応募いただき、ありがとうございました

応募作品総数	市町村別応募状況		応募作品数	構成比
1,586点	熊本県内	合志町	218点	13.8%
		西合志町	229点	14.4%
		県内他市町村	239点	15.1%
	熊本県外他市町村	900点	56.7%	
	計		1,586点	100.0%

今後は、市章候補5点の選考を小委員会で、また採用作品1点を協議会において選定していく作業に入ります。

最終的な採用作品は、10月に予定される協議会において決定される予定です。



6月

1日 企画財政専門部会
 2日 幹事会
 3日 保健予防分科会
 6日 町長会
 7日 電算専門部会・分科会
 子育て支援日本一
 まちづくり研修会
 10日 児童福祉分科会
 13日 企画財政分科会
 納付書打合せ会
 町長会・幹事会
 16日 人事分科会
 17日 学校教育分科会
 22日 幹事会
 27日 高齢者福祉分科会
 28日 町長会
 29日 第9回協議会

7月

4日 人事分科会
 6日 子育て支援日本一
 施策検討会
 同日作業打合せ会
 7日 防災分科会
 保健予防分科会
 8日 人事分科会
 11日 財政分科会
 12日 文教専門部会
 14日 国保・保健予防
 合同分科会
 15日 町長会・幹事会
 19日 第10回合併協議会
 21日 幹事会
 22日 国保・保健予防
 合同分科会
 25日 児童福祉分科会
 電算専門部会
 26日 農政分科会
 建設・都市計画分科会
 生活環境分科会
 企画財政分科会
 27日 上水道・下水道分科会
 福祉専門部会
 図書館分科会
 28日 幹事会
 商工分科会
 29日 国保課税合同分科会

協議会の経過

協議会日程表

第12回協議会
 平成17年10月3日(月) 午後1時30分 合志町役場大会議室

協議会資料・会議録は閲覧できます

協議会資料・会議録はどなたでも閲覧することができます。

(但し、個人に関することなど支障のあるものについては除きます。)

- 場 所 合志西合志二町合併協議会事務局 合志町役場 西合志町役場の所定の場所
- 時 間 午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日は除きます。)
- 方 法 会議録閲覧申出書へ氏名等を記入してください。
- 会議録の複写等

・協議会事務局では筆記に限り、両町役場では筆記の他に各町の定める基準で会議録の写しを請求することができます。

[問い合わせ先] 合志町役場 総務課 TEL.248-1111 西合志町 企画課 TEL.242-1111

協議会は傍聴することができます

当日は、席数に限りがありますので、ご希望の方は、開会時刻までに会場の受付までお越しください。(会場の規模により定員は増減します。)

合志西合志二町合併協議会事務局

〒861-1112 菊池郡合志町幾久富1909-110 TEL.096-247-2088 FAX.096-247-2099
 E-mail: daiyou@ko-nishi2gp.jp ホームページ: http://www.ko-nishi2gp.jp